

与布土広域郷守会運営委員会規則

令和2年4月10日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、朝来市与布土地域において締結された「与布土広域郷守会協定(以下「協定」という。)」の第9条の規定に基づき、運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「与布土広域郷守会運営委員会」(以下「広域委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本広域委員会は、主たる事務所を兵庫県朝来市山東町溝黒366-1に置く。

第2章 広域委員会の構成及び運営

(広域委員会の構成)

第4条 本広域委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第5条 本広域委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監事 2名

- 2 役員は広域委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本広域委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本広域委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監事は本広域委員会の会計の監査を行う。

(役員の任期)

- 第 6 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(広域委員会の開催)

- 第 7 条 広域委員会は、毎年度 1 回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
- 一 委員現在数の 3 分の 1 以上の要求があったとき。
 - 二 監事が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に広域委員会を招集しなければならない。
- 3 広域委員会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(広域委員会の権能)

- 第 8 条 広域委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
 - 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
 - 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の收支決算に関すること。
 - 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の收支決算に関すること。
 - 五 規則の制定及び改廃に関すること。
 - 六 その他協定の運営に関する重要な事項。

(広域委員会の議決方法等)

- 第 9 条 広域委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 広域委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 広域委員会においては、第 7 条第 3 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 広域委員会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 広域委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

- 第 10 条 次の各号に掲げる事項は、広域委員会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。
- なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。
- 一 規則の変更
 - 二 役員の解任
 - 三 協定参加団体の除名
 - 四 協定の変更又は廃止

第3章 協定参加集落における保全管理活動等の実施

(実施計画)

第11条 協定参加集落は、毎年それが行おうとする活動の実施計画を作成し、各集落における決定を経て、広域委員会に提出する。

2 広域委員会は、各集落から提出された実施計画をとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

(保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加集落は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

(活動の報告)

第13条 協定参加集落は、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、毎年、広域委員会に報告を行うものとする。

(活動報告の確認)

第14条 協定参加集落における農地維持支払交付金に係る活動報告については、毎年、広域委員会が確認を行うものとする。

2 広域委員会は、協定参加集落における活動報告の確認結果について、当該集落に通知するものとする。

3 広域委員会は、協定参加集落における農地維持支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、朝来市長に報告を行うものとする。

第4章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第15条 本広域委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 与布土広域郷守会協定書
- 二 広域委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第16条 本広域委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第17条 本広域委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第18条 本広域委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 19 条 本広域委員会の事務に要する経費は、第18条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 20 条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、広域委員会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 21 条 本広域委員会の資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第 22 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 23 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確實に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 24 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徵収)

第 25 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徵収しなければならない。ただし、領収証の徵収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第 26 条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 27 条 本広域委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 28 条 本広域委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、広域委員会の開催の日の10日前までに監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後30日以内に広域委員会の承認を受けなければならない。

第 5 章 雜則

(規則の変更)

第 29 条 この規則を変更した場合は、朝来市長に報告をしなければならない。

(細則)

第30条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本広域委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月10日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「広域委員会」とあるのは、「設立広域委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第17条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。